

中間貯蔵施設環境安全委員会（第1回）議事録

日時：平成27年4月13日(月)13:00～15:00

場所：郡山ビューホテル 4階 パラシオ

議 題

- (1) 中間貯蔵施設環境安全委員会の運営について
- (2) 中間貯蔵施設の概要について
- (3) 中間貯蔵に係る保管場設置・輸送等工事の状況
- (4) その他

○関谷所長 大変お待たせをいたしました。定刻になりましたので、これより中間貯蔵施設環境安全委員会（第1回）を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

申しおくれましたが、私、環境省の福島環境再生事務所の関谷と申します。本日、委員長がこれから選出されるまでの間に限りまして、議事の進行をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。座って話をさせていただきます。失礼します。

まず、配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元一番上に議事次第がございまして、その下のほうに配付資料一覧がございますので、これと資料をつけ合わせていただければと思います。

まず、資料1が委員名簿でございます。それから、資料2-1、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書でございます。資料2-2、中間貯蔵施設環境安全委員会の設置要綱でございます。資料3、中間貯蔵施設環境安全委員会の運営について（事務局案）でございます。資料4、中間貯蔵施設の概要についてでございます。それから、資料5がA3の資料になっておりますけれども、中間貯蔵に係る保管場設置・輸送等工事の状況についてという資料でございます。以上でございますけれども、不足などございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本日は、第1回ということでございますので、まず、委員の方々のご紹介をさせていただきたいと思っております。資料1の委員名簿をご参照いただきたいと思います。この掲載順にご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者、福島大学、河津委員でございます。

○河津委員 福島大学の河津でございます。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 続きまして、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の石田順一郎委員でございます。

○石田（順）委員 石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関谷所長 続きまして、福島県から、大島委員でございます。

○大島委員 大島です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 同じく福島県から、星委員でございます。

○星委員 星です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 大熊町副町長の石田仁委員でございます。

○石田（仁）委員 石田です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 同じく、大熊町環境対策課長の吉岡委員でございます。

○吉岡委員 吉岡です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 双葉町、半澤副町長でございます。

○半澤委員 半澤です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 双葉町産業建設課長の猪狩委員でございます。

○猪狩委員 猪狩です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 大熊町の行政区長会会長の井戸川委員は本日ご欠席というご連絡をいただいております。

続きまして、大熊町野馬形行政区区長の土屋委員でございます。

○土屋委員 土屋です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 30年中間貯蔵施設地権者会会長の門馬委員でございます。

○門馬委員 門馬です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 大熊町の議会議員、鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 続きまして、双葉町行政区長会会長の石田翼委員でございます。

○石田（翼）委員 石田です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 双葉町郡山行政区区長の齊藤委員でございます。

○齊藤委員 齊藤です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 双葉町議会議員、菅野委員でございます。

○菅野委員 菅野です。お世話になります。

○関谷所長 同じく、双葉町議会議員の高萩委員でございます。

○高萩委員 高萩です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 本日は、以上15名の委員の方々にご出席をいただいております。ありがとうございます。

続きまして、事務局の環境省の紹介をさせていただきます。私の左隣から順番に、中間貯蔵施設担当参事官の永島でございます。

○永島参事官 よろしくお願ひいたします。

○関谷所長 放射性物質汚染対処参事官、高村でございます。

○高村参事官 高村です。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 中間貯蔵施設担当企画官の西尾でございます。

○西尾企画官 西尾です。

○関谷所長 私の右隣、福島環境再生事務所中間貯蔵施設等整備事務所長の藤塚でございます。

○藤塚所長 藤塚でございます。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 同じく、同事務所調整官の松井でございます。

○松井調整官 松井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○関谷所長 同事務所調査設計課長の小沼でございます。

○小沼課長 小沼と申します。よろしくお願いいたします。

○関谷所長 それでは、早速ですけれども、議題の1から進めさせていただきます。

まず、議題の1番、中間貯蔵施設環境安全委員会の運営についてでございます。

まず、資料2-1及び資料2-2、この委員会の設置根拠となっております協定書及び設置要綱の説明をさせていただきます。

○環境省 事務局の小沼でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、まずは資料2-1「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」についてご説明させていただきます。

この協定書につきましては、本年2月25日に福島県知事、大熊町長、双葉町長、そして環境大臣により調印させていただきました協定書でございます。実際のもは、こちらに4者で印鑑を押したものをそれぞれ共有しております。

詳細につきましては、時間の関係上、割愛させていただきますが、3枚めくっていただきまして、概要の一枚紙がございますので、こちらで全体の構成について、私のほうからご説明

させていただきたいと思っております。

最初に、赤い四角のところがあると思いますが、この協定書の性格でございますが、中間貯蔵施設の周辺地域、これは大熊町と双葉町の区域を指しますけれども、この周辺地域の環境の保全その他の安全の確保等を目的とする福島県、大熊町・双葉町、環境省との間の協定でございます。

この中で、環境省が中間貯蔵施設の建設・管理運営・土壌等の収集運搬の安全確保に万全の措置を講じ、県、両町はその取り組みを確認する仕組みとなっております。

具体的にどんな規定が入っているか申し上げますと、まず、真ん中の左側の緑で囲ったところを見ていただきたいと思うのですが、環境省として、関係法令等を遵守します。また、安全確保の方針を策定して、それを事業者に指導・監督することによって、その方針を徹底させることで安全確保をします。また、モニタリングにつきましては、実施・公表する、防災体制も充実・強化する、情報の公開にも努めていく、さらに、直接の安全確保とは少しずれるところがございますけれども、最終処分に必要な措置を講じて跡地利用の協議を行う、こういった規定が入っていることによって、安全の確保の万全の措置をとるということになっております。

このような措置につきまして、福島県、大熊町・双葉町として、安全確保の取り組みを確認する手段としては、真ん中の矢印のところを見ていただきたいんですが、1つ目として、まず、事業実施の方針を環境省から県、町に事前に説明する。これにつきましては、今後も施設の大きな配置だとかが変わるようなことがあれば、きちっと説明していくことになります。

また、建設や搬入の進捗状況について定期的に報告を行う。事故などがあれば、異常時における連絡という形で、速やかに連絡をさせていただく。さらに、県や町として立入調査や状況確認などを通して、環境省の取り組みについて確認していただくといった規定が入っております。

そういった中で、環境省として、安全確保の取り組みに不備があると判断されるような場合につきましては、改善のための措置要求などができる仕組みとなっております。また、そういった改善措置を行うまでの間に必要があれば、建設や搬入の停止を求めることができるという条項が含まれております。

そして、最後になりますが、一番下の水色で囲ったところに、環境安全委員会という形になっておりますけれども、この委員会の議論としては、中間貯蔵施設の建設等の状況等を監視し、環境の保全その他の安全の確保について助言を行っていくといった機能が含まれている

ということでございます。

もう少し、この環境安全委員会の具体的なところは、資料2-2をごらんいただきたいと思うんですけども、既にご案内させていただいておりますので、ポイントをご説明しますと、まず、委員会の目的としては、繰り返しになりますが、中間貯蔵施設の建設や管理運営、除去土壌等の収集・運搬状況について報告を受けて監視を行い、安全確保に関すること等について助言を行うということが目的となっております。

その活動の内容としては、主に4つございまして、1つ目は建設や管理運営、収集運搬の状況に関することについて報告を受けて助言などを行うということでございます。2つ目としては、安全確保に関するようなこと、3つ目として、情報の公開、そして、こういった情報の公開などを通して国民の理解、住民の信頼関係の確保に関するようなこと、4つ目のその他としまして、広い意味での安全の確保に関するために必要な事項ということでございます。

構成員は、下の第3のところでございますけれども、今回、初めての会合でございますが、学識経験者2名、県、両町の行政担当者がそれぞれ2名、大熊町、双葉町からご指名いただく住民代表の方が4名ずつということでございます。

委員の任期は2年ということでございます。

裏面になりますが、本日お越しいただいている学識経験者の委員の方は、県や両町、環境省と協議させていただいた結果としてご指名させていただいております。また、大熊町、双葉町のほうから住民代表の委員、さらには議会議員も含めてご指名いただいて、本日もご出席いただいております。このほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCOと呼んでおりますけれども、その職員をオブザーバーとして参加させていただくということもございます。

後ほど決めていただきますけれども、委員長につきましては、互選することで決めるということと、委員長の任期も2年ということでございます。

また、委員会の議事録については、作成し、公表します。

最後になりますけれども、委員会の事務につきましては、私ども環境省の福島環境再生事務所が行うということになっております。

以上でございます。

○関谷所長 それでは、委員長の選任に移らせていただきます。

今、ご説明をさせていただきました委員会の設置要綱の第4の2に従いまして、選任をしていただきたいと思っております。要綱によりまして、「委員長は、委員の中から委員会において互選する」とされておりますけれども、どなたかご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか

か。菅野委員、お願いします。

○菅野委員 やっぱり地元が一番かかわるということで、両方の町、双葉町、大熊町からぜひ出していただきたいと。双葉町では、僕は石田区長会長を推薦します。

○関谷所長 ありがとうございます。今そのような、両町から委員長をというようなご提案がございましたが、ほかにご意見ありますでしょうか。大島委員、お願いします。

○大島委員 学識者の中から、河津先生にお願いしたいと思います。

○関谷所長 ありがとうございます。今、学識者の河津先生というご意見がございました。そのほかご意見いかがでしょうか。委員長互選をしていただくということでございますので、もしほかにご意見のおありになる方、ぜひご発言をお願いできればと思います。

先ほど、菅野委員のほうから、両町から出すべきだというご意見がありましたけれども。

○石田（仁）委員 大熊町のほうは、公平を期すために、どちらか、大熊、双葉で出るわけにいかないの、委員長としては中立な立場で、河津先生がいいかなと思います。

○関谷所長 ありがとうございます。そのほかご意見いかがでしょうか。今のところ、菅野委員のほうから、両町からという前提で、双葉町のほうからは石田（翼）委員というご意見、それから、学識者ということで河津委員というご意見、それに対して大熊町のほうから河津委員を支持する意見ということでございます。

今、ご意見あった中では、河津委員についてのご提案に対して、ご支持する意見がありましたけれども、ほかにも、どちらかをご支持するご意見、ございませんでしょうか。石田（翼）委員、お願いします。

○石田（翼）委員 委員長については、学識経験者のほうからがよろしいかと思っておりますので、お願いします。

○関谷所長 ありがとうございます。学識者ということでは2名おられますけれども、河津委員、石田（順）委員、そのどちらかというご意見ということでよろしゅうございますか。

○石田（翼）委員 2人いらっしゃるということでありますので、どちらでもよろしいかと思っております。

○関谷所長 ありがとうございます。門馬委員、お願いします。

○門馬委員 門馬と申します。中間貯蔵施設環境安全の特殊性からいまして、やはり学識経験者の河津先生のほうにお願いできればと思います。

○関谷所長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

これまでのところ、ご意見を伺った中では、学識経験者、具体的には、名前を出していただ

いたのは河津委員でございましたけれども、河津先生にお願いするということでご異議ございませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、河津委員に委員長をお願いしたいと思います。恐縮ですけれども、河津先生、真ん中の委員長席のほうにご移動をお願いしたいと思います。

それから、設置要綱に基づきまして、もう一つだけございます。設置要綱の第4の4におきまして、「委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する」ということになってございます。河津委員長、あらかじめどなたかご指名をいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○河津委員長 それでは、私としては、やはり皆さん、どちらかというと学識経験者ということですので、石田順一郎委員をお願いしたいと思います。

○関谷所長 ありがとうございます。それでは、河津委員を委員長、石田順一郎委員を委員長代理ということとさせていただきます。

ここからの議事進行は、河津委員長にお願いをしたいと思います。それでは、今後の議事進行に先立ちまして、河津委員長にはぜひ一言ご挨拶をいただけたらと思います。

報道機関の皆様、もし撮影ということで後ろから前に来られる方がいらっしゃいましたら、係の指示に従って、移動をお願いします。

○河津委員長 今、ご紹介いただきました福島大学の河津と申します。非常に重たい委員長ということで、皆さんの協力を得ながら進めたいと思います。

若干、私自身の自己紹介をさせていただきますと、実は震災の前の年までは、県で環境関係の技術関係を担当しておりました。その中では、原子力であるとか放射能の分析であるとか、そういったことをやってきています。ちょうど1年たった3月11日に、実は福島大学のほうにいたときに3.11を迎えまして、その後はほとんど放射能関係のことをいろいろやっております、特に地元の大学として、ぜひ放射能関係についてもいろいろやりたいというようなことから、例えば町の機関だとか、さらにほかの国の関係の研究機関、各大学、民間企業、こういったところと連携しながら、例えば除染対策であるとか、また一方では、放射線の計測技術、こういったものについてもいろいろ携わってまいりました。そういう中で、今回、委員に選出されたと考えております。

本題に入りますと、やはりこの中間貯蔵施設に関しましては、皆様ご存じのように、地元の人が非常に重い決断をされる中で進めていくべきものと思っております。中間貯蔵施設についてのこの委員会の趣旨を見ますと、建設、あとは除染土壌の搬入・運搬、こういったもの

の環境保全及び安全対策、安全確保というものを、主にこの委員会のほうでいろいろ議論をし、環境省の報告を見ながら、それを議論し監視し、そしてまた提言をしていく、助言をしていくというふうな委員会ということでございますので、格段に皆様方のご協力を得ながら進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、よろしくお願ひいたします。それでは、以降は座って進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、議題の1番目に進みたいと思ひますけれども、「中間貯蔵施設環境安全委員会の運営について」ということでございます。これにつきまして、まず、事務局の環境省のほうからご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○小沼課長 ありがとうございます。それでは、資料3の一枚紙をごらんいただきたいと思ひます。文字が少ないものでございますけれども、こちらの「中間貯蔵施設環境安全委員会の運営について（事務局案）」でございます。

これにつきましては、既に先ほど私のほうから説明させていただきました中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱のほうで、この委員会の運営に関する事項がほぼ網羅されているんですが、その中で規定されていないことについて補足をさせていただいたものでございます。

1つ目として、会議の公開の取り扱いでございますが、会議につきましては、本日も行っておりますとおり、マスコミに公開をするような形で開催させていただきたいと事務局としては考えております。また、資料につきましては、会議終了後に速やかに環境省のホームページに掲載することを考えております。ただし、会議や資料において個人情報を取り扱うようなことがあれば、これは委員会のほうで確認させていただいた上で、その部分については非公開にすることができると書かせていただいております。

次に、2つ目の議事録でございますけれども、これは先ほどの設置要綱のほうで、「委員会は、議事録を作成し、公表する」ということを書かせていただいておりますけれども、その手続について追加させていただきました。具体的には、私ども事務局として、会議終了後速やかに議事録の案を作成させていただきまして、各委員のご発言のところは、委員のご確認をさせていただいた上で議事録を環境省のホームページに公表していくといった手続をとりたいと思っております。このような形で事務局としては運営をお願ひしたいと思っておりますのでございます。

私からは以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、今の説明に対して、質問またはご意見等ご

ございましたら発言のほう、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、運営につきまして、この事務局案のとおり進めるということによろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、運営につきましては、この事務局案で進めるということで、今後も進めていきたいと思っております。

それでは、2番目の議題の「中間貯蔵施設の概要について」ということで、まず、環境省よりご説明をお願いしたいと思います。

○小沼課長 それでは、こちらの資料4をごらんいただきまして、私のほうから中間貯蔵施設の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚めくっていただきまして、そもそも中間貯蔵施設とはどういうものかというところから入りますけれども、皆様方よくご承知のとおりかと思っておりますけれども、東京電力の福島第一原子力発電所の事故によって、福島県内の土壌が汚染されてしまいました。そういったものにつきましては、環境省として除染などを通して線量の低減に努めているところでございますけれども、集められた土壌や廃棄物などにつきましては、各地の仮置場で管理をされているというような状況でございます。そういった大量の土壌や廃棄物につきましては、現時点で直ちに最終処分という方法をとることは困難であります。そのため、最終処分をするまでの間に、安全かつ集中的に管理・保管する施設として、中間貯蔵施設の整備というものがどうしても必要だと考えております。

その中間貯蔵施設に貯蔵する対象でございますけれども、これはあくまで福島県内で発生した土壌や廃棄物でございます。廃棄物というのは、主に除染などに伴って出てきた草木などが該当します。さらには、現在、各地の減容化施設などで焼却灰が発生しておりますけれども、その中で比較的高濃度の10万ベクレル・パー・キログラムを超える放射能濃度の焼却灰につきましても、この中間貯蔵施設のほうできちんと管理をさせていただきたいと考えております。

ちなみに、注意書きにございますけれども、10万ベクレル以下のものにつきましては、現在、富岡町にあります民間管理型の処分場、フクシマエコテッククリーンセンターのほうで最終処分をしていただけないかということで、その活用について調整をしているところでございます。

次に、2ページ目でございますけれども、中間貯蔵施設に係る経緯というところで、もう一

度これまでのポイントをご説明させていただきます。

まず、この経緯としましては、一番最初は、平成23年10月、事故があった年でございますけれども、その年のうちに中間貯蔵施設の基本的な考え方というものを策定して公表させていただいております。そのときから基本的な考え方は現在と同様のところがございまして、まず、中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行うということになっております。さらに、3年程度を目途として、施設の供用を開始するという目標を定めて努力をしております。また、先ほど申し上げましたけれども、福島県内の土壌と廃棄物のみを対象とするということでございます。さらに、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するというのをこの時点で約束しておりまして、これにつきましては、後ほど法律により、国の責務として明記されることになりました。

その他、アンダーラインのところを中心にご説明させていただきますが、まずは地元のご理解を得た上で、中間貯蔵施設に必要な調査をさせていただきました。平成24年11月には福島県知事のほうから調査の受入表明をいただきまして、その後、ボーリング調査などを開始させていただきました。そういった調査結果をもとに、環境省のほうでつくりました有識者の委員会、安全対策検討会と環境保全対策検討会というのがございましたけれども、こういった検討会での会議を経て、施設の具体的な配置の案や安全対策について取りまとめたという経緯がございます。

そういった中間貯蔵施設の考え方をもとに、平成25年12月には、福島県と大熊町・双葉町に対して、また、当時は檜葉町もございましたけれども、中間貯蔵施設の受け入れを要請させていただきました。これと並行して、輸送のテーマにつきましても、有識者の検討なども始めさせていただきました。

その後、平成26年2月から3月にかけては、福島県知事のほうから申し入れをいただきまして、中間貯蔵施設の機能につきましては、大熊町・双葉町に施設を集約すべきだというご意見を受けて、その旨、回答しております。

その後、住民説明会、双葉町と大熊町の住民に対しまして、計16回開催させていただきました。そこで出たご意見などもいただきながら、国の考え方の全体像を提示させていただきました。具体的には、最終処分のための法制化に関する方針とか、用地の取り扱いについての考え方、さらに交付金として、この当時、3,010億円の新規かつ追加的な財政措置についても発表させていただきました。

こういったことをもって、昨年9月に福島県知事のほうから中間貯蔵施設の建設受け入れを

容認いただきまして、両町長のほうからは、その考え方を重く受けとめて、地権者への説明を了承するというのを伝達いただきました。

また、あわせて県のほうからは、これはあくまで建設の受け入れであって、搬入の受け入れではないと。搬入の受け入れのためには、いわゆる5項目についての確認というものを求められました。5項目というのは、最終処分の法制化、交付金の予算化と自由度、搬入ルート
の維持管理と周辺対策の明確化、施設と輸送の安全性や交通対策、また、先ほど申し上げました安全協定の締結でございます。

ページをめくっていただきまして3ページでございますけれども、その後、地権者に対する説明会というのを計12回やらせていただきました。また、お約束させていただきました最終処分の法制化につきましては、日本環境安全事業株式会社法、私どもJESCO法と呼んでおりますけれども、これを改正させていただきまして、国の責務として、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外において最終処分を完了するために必要な措置を講ずる、その旨を法律上、明記させていただいたということでございます。

輸送につきましては、輸送の基本計画や実施計画を策定させていただきました。さらに、大熊町・双葉町からは、昨年末から今年の頭にかけて、施設の建設の受け入れについてもご容認いただきました。

その後、環境省として、搬入開始の見通しにつきましては、当初、今年の1月までに搬入を開始したいということをお願いしていたんですけれども、東日本大震災から5年目を迎えるまでにはできるように、全力で取り組むという方針も発表させていただいております。

そのような中で、搬入を開始するために、保管場、後ほどご説明しますけれども、ストックヤードの工事というのに着手をさせていただきました。さらに、県のほうから宿題としていただいております、搬入開始に当たって確認が必要な5項目に関する取り組み状況を本年2月8日に説明させていただきまして、そういった内容を確認していただいた上で、福島県知事、両町長のほうから搬入の受け入れというのを2月25日にいただいております。このときに、先ほどご説明させていただきました中間貯蔵施設の安全協定につきましてもあわせて締結をさせていただいております。

その後、所要の調整を経まして、3月13日から、大熊町の仮置場から大熊町の保管場への搬入の開始、3月25日から、双葉町の仮置場から双葉町の保管場への搬入の開始、それに、降雪の影響により少しおくれましたけれども、4月10日から田村市の仮置場から大熊町の保管場への搬入の開始というのをさせていただいております。

次に、4ページ目でございますけれども、皆様方、もうよくご承知のことでございますが、中間貯蔵施設の予定地につきましては、大熊町・双葉町の東京電力福島第一原子力発電所の周辺の土地を予定しております。

さらにこの赤で囲ったところでございますけれども、後ほど説明しますが、まずは第一弾のパイロット輸送としまして、双葉郡と田村市のほうから、ここの仮置場で保管されている除染土壌のほうを、まず第一段階として搬入させていただきたいということで、現在、所要の調整を進めております。

次に、1ページめくっていただきまして、5ページ目でございます。中間貯蔵施設の貯蔵量でございますが、これにつきましては、最大約2,200万立方メートルということを現在想定しております。これは東京ドームで約18個分に該当するところでございます。

グラフにつきましては、それぞれ土壌とか廃棄物とか性状に応じて分類したものでございます。

その下が中間貯蔵施設の配置図、6ページ目でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたボーリングの調査結果などをもとに、有識者による検討を経て策定しております。具体的には、さまざまな施設がございますけれども、地盤の強さとか高さとか、さらに現在の自然の地形とかを考慮して、施設の配置の案を考えさせていただきました。具体的なところは、次にちょっと述べさせていただきます。

1ページめくっていただいて、7ページでございますけれども、中間貯蔵施設はさまざまな施設がございますが、個別の施設にはどういったものがあるかといいますと、まず最初に、仮置場のほうから主に10トンのダンプトラックで除染された土が運ばれることとなります。最初の入り口のところが受入・分別施設というものでございまして、この中で放射能濃度に応じて、さらには土なのか廃棄物なのか、分類させていただく予定でございます。その結果をもとに、土であれば土壌貯蔵施設というもので、これはイメージ的にはダムのような構造に近いんですけれども、下流部に堰堤を設けて谷地を土で埋めていくというものを考えております。

さらに、廃棄物が草木でございましたら、減容化施設のほうで焼却をして、容量を減らしてから廃棄物貯蔵施設という建屋型のものに専用のドラム缶を入れて管理をすることを想定しております。

また、左下のところにありますけれども、その他の個別施設として、トラックなどが汚染されていないことを確認するためのスクリーニング施設とか水処理用の施設、さらに、今、先

行的に整備させていただいて進めているストックヤードなどについて整備をすることとなっております。

その下の8ページ目、これが中間貯蔵施設のイメージでございますけれども、代表的な土壌貯蔵施設と廃棄物貯蔵施設のイメージでございます。

左側のほうが土壌の貯蔵施設のイメージでございます。これは土壌貯蔵施設Ⅱ型Bと呼んでおりますけれども、8,000ベクレルを超えるやや濃度の高い放射性セシウムの土を保管するものでございます。これにつきましては、遮水対策をするために、遮水シートを設けたり、この場合は難透水性の土壌層でございますけれども、水を通さない土を下に敷きまして、地下水に放射性セシウムが混じらないように管理することを想定しております。さらに、土をこういった形で埋めたあとは、最終的には覆土や遮水工を設けることで、この中に水が入らないようにきちっと管理をします。それに加えて、地下水のモニタリングなども定期的に行うことで、汚染が広がるということがないことを常に確認するような構造をイメージしております。

また、廃棄物貯蔵施設につきましては、こういった建屋型のものを設けることを想定しております。専用のドラム缶に入れて管理をしていく方針でございます。当然、地下水などにつきましても、定期的に観測して、汚染が広がるということがないことを常に確認していく体制をとります。

最後に9ページ目でございますけれども、現在行っておりますパイロット輸送というのはどういったものかというのを一枚紙で整理しております。これにつきましては、現在、ストックヤード工事というところから始めておりますけれども、先ほど申し上げました施設の配置案に従って、今後、用地の取得状況などに応じて工事の発注などをしていくことを考えております。そういった本格的な稼働をするまでの間に、本格的な稼働をすると大量の除去土壌が福島県内の各地から輸送されることとなりますので、その前に小規模の輸送をきちんとの確にしていこうことによって、安全確保の方策をしっかりと確認していきたいと思っております。そのために、まず、今後1年間かけて、輸送対象物の全数管理や運行管理、モニタリングなどを徹底しながら、輸送の安全性を確認していきたいと考えております。

最初の段階としてパイロット輸送ということで、各市町村からそれぞれ1,000立米、量は限られますけれども、1,000立方メートルの袋を運び込むということを考えておまして、まずは第一弾として双葉郡と田村市から搬出作業を始めさせていただいて、順次、他の市町村にも広げるということを考えているところでございます。

具体的な手続につきましては、運行ルートなどを各自治体と調整して決めさせていただきまして、積み込みや搬出に当たっても、きちんとシートで覆うなど安全対策も徹底しながらやっております。また、事故対応のマニュアルも関係者と共有しながら、万が一の対応もできるような体制を整えております。こういったものをまずしっかりと実施、検証させていただきまして、今後の本格輸送に向けた準備を進めていきたいという考えを持っております。

私のほうから、まずは概要の説明ということで、以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。中間貯蔵施設の概要についてということで、具体的な施設の構成と経過について説明があったんですけども、質問、ご意見がございましたら、どうぞ。石田（順）委員。

○石田（順）委員 説明、どうもありがとうございます。今ご説明いただいた3ページのところに、2月25日に安全確保に係る協定を締結しましたというお話があるんですが、安全確保の協定の中で一番大事なのは、異常があった際にどういった連絡体制をとるか、あるいはこの対応をどうするかということだと思えます。今日、一番最初に説明のあった資料の2-1の2ページ、3ページにわたってですけども、異常時における連絡という項目があって、具体的に直ちに連絡するものの内容が書いてあるんですが、例えば第7条の（3）のところ、今、資料2-1の2ページを見えていますけれども、中間貯蔵施設への除去土壌の収集、運搬に当たって、事故（軽微なものを除く。）とありますよね。それから、（4）としては、2行目のところに、敷地外に漏えいしたとき。漏えいといってもいろいろな漏えいの仕方があると思うんですが、例えばどの程度の量が漏えいしたときにこれに該当するのか。あるいは（5）では人の障害、これについても括弧として軽微なものを除くが発生したときということが書いてある。それから、（6）では、住民に不安を与えるおそれがあるときと、かなり大きなフレームの中で書いてあるんですけども、この協定書以外に、この協定書を執行するに当たって、今私が言ったところの具体的なカテゴリー、中身、そういったものがきちんと環境省さんの中で整理されているのかどうかというのが1点。

それから、次の3ページでは立入調査、状況確認というのがあるんですけども、こちらでも立入調査、第8条の（1）のところ、異常な事態とか立入調査が必要であると認められる場合と。ここはちょっと抽象的な表現なんですけど、これはもうちょっと各規定なり何なりで具体的に記載しておく必要があるんじゃないかなと。

それから、第9条の状況確認では、立入調査とは別に状況確認を行うことができるということなんですけど、第8条の立入調査と第9条の状況確認がどう違うのかというのは、これを読

んだときに必ずしもわからなかったんですが、この協定書の下にもうちょっと具体的に盛り込んだ各規定があって、今言ったような話をつくりつつあるのか、もうできているのか、その辺がわからないのでご紹介いただければと思います。

○河津委員長 ありがとうございます。環境省のほうから今のことに関して、協定なもんでずから、県だとか町とのすり合わせもあるかと思うんですけども、その辺も含めてお答えをいただければと。よろしくをお願いします。

○小沼課長 ご質問ありがとうございます。協定書の内容、詳細についてご質問がございましたけれども、協定書を見ながら確認させていただきたいと思うんですが、まず、資料の2-1の2ページ目の下のところに第7条、異常時における連絡というのがございます。この中で、第7条の第2項において、前項の規定による連絡の方法は、甲、乙及び丙、これは福島県と大熊町、双葉町両町と環境省でございますけれども、協議して別に定めるものとするということございまして、この3者で協議をさせていただいた上で、異常時における連絡要綱というのを策定して共有させていただいております。この中で、具体的な連絡網をつくって共有するだとか、そういったことなどが規定されております。それに加えて、先生からご質問がありましたけれども、第7条第1項の(1)から(6)の中身、それぞれやや抽象的なところがございますので、こういった内容が該当するののかというのを、少し補足事項として整理、共有させていただいております。

少しだけ具体的に申し上げますと、(3)の中で、先ほどありました土壌等の収集、運搬に当たっての事故で軽微なものを除くとありますけれども、軽微なものがどういったものかという、除去土壌、運んだものを漏れいすることのないような接触事故などがこういったものに該当しますという考え方を示させていただいております。さらには、(5)の放射線以外の障害であって軽微なものを除くとありますけれども、それはどういったものかといいますと、放射線の障害を受けた者は全て報告対象でございますけれども、例えば工事なんかをして切り傷やすり傷なんかがあった場合は、これは軽微なものと判断させていただくと、そういった情報を共有させていただいているところでございます。

次に、3ページ目の立入調査と状況確認の話がございましたけれども、これにつきましては、県や大熊町、双葉町とこの協定を締結するに当たって事前に調整などもさせていただきながら、ある程度の方針についてはすり合わせをさせていただいているところでございます。

まず、立入調査につきましては、1つ目として、第8条の(1)のところに中間貯蔵施設の周辺地域の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合、これは比較的わかりやすいので

すけれども、モニタリングポストなどで異常値が出たような場合だとかに立ち入りができます。これに類するようなことで、安全確保の観点から環境省の取り組みに疑わしいようなところがあるときには、こういった立入調査の規定などを使っていただいて緊急に立ち入りしていただくようなことが考えられると思っております。

一方で、第9条の状況確認というのは、この立入調査とは別にということが書いてあることもございまして、必ずしも安全性に疑わしいことが現時点ではあるわけではないかもしれませんが、環境省がこれまで県や町に事前に説明をしてきたような安全確保の取り組み、そういったものがきちんと遵守されているかどうかを、現場を見ていただくことなどによって状況を確認していただくための規定ということで設けさせていただいたということがございます。

○河津委員長 それでは、石田（順）委員、どうぞ。

○石田（順）委員 今ご説明いただいた内容は、頭の中では理解できていますが、例えば協定書は文書としてオープンにされていますが、今、口頭でおっしゃった内容等については、何か文書化して第三者の方も見られるような形にしてあるというわけではないのでしょうか。

○小沼課長 先ほど申し上げました第7条に基づく要綱につきましては、既に環境省のホームページなどにも公開しておりますので、先生のほうにまた個別にお渡ししたいと思っております。

一方で、私がお話しさせていただきました8条とか9条の考え方は、ご指摘のとおり、県や町とは事前にそういった考え方でということはおおむね共有させていただいておりますけれども、何か文書化されているものがあるかというのと、今のところはございません。

○河津委員長 石田（順）委員、どうぞ。

○石田（順）委員 今の状況はわかりましたけれども、やはりできるだけ第三者の方も含めて、こういった状況のときにどういう対応をするのかというのは共通事項としておくのが大事かと思っておりますので、その辺については今後ご検討いただいて、ご対応いただければ幸いです。

○河津委員長 今の関連として、県または町のほうから何かございますでしょうか。

今のお話というのはおそらく、軽微だということであつた通報がおくってしまうとか、連絡がおくってしまうという事例がままあつたということも踏まえての発言だと思いますので、ぜひ皆さんにわかるようにといたしますか、それは必要じゃないかと感じますので、その辺はよろしく願います。

それでは、これに関しましてはよろしいでしょうか。どうぞ、菅野委員。

○菅野委員 この安全協定だけじゃなくて、ちょっと飛び出すところもあるんですけども、さっきの運搬中の事故等の件、ありますよね。異常時における連絡とか、そういうもので事故のことがいろいろと書いてあるんです。今、はっきり言いますと、地権者の方から私、何件か電話をもらっています。まず、搬入をしていますよね。地権者の方とか周囲の工場、またはその方に連絡の1本も入っていない。これでは私たちは一時帰宅も何もできない。一時帰宅に行った方、この地図で言うと、地元の方々はわかると思うんですけども、双葉町側の役場から上に上がっていく道、坂のカーブがあります。そこに1車線塞がるような道路の状況の場所がありますよね。そこでトラックとかそういうのを置かなくちゃいけなくなったと。そこを待っていて非常に迷惑だと。これ、環境整備もしないうちに搬入を始めてしまったという、ここに入る前の環境省のちょっとまずいところがあるんじゃないのかなと。

あと、さっき言った切り傷、すり傷。これ、放射性物質を扱っているところですり傷、切り傷の大きさというのを環境省がわかっていらっしゃらないんですかと。石田（順）先生が言った中のお答えの中で、昔で言えば、放射線レベルが管理区域と言える場所でけがをしたときの対処の仕方を環境省はわかっていらっしゃらないんじゃないのかなと。経済産業省なり管轄のところきちんと聞いてきたほうがいいんじゃないのかなと私は思います。

あと、ほかに何個か聞きたいことは、今、環境省が進める地権者の方々の契約件数と、これは地権者の方から直接電話をもらって聞いてきてくれということをお聞きしますけれども、環境省の方が急にうちに来ました。これは先週の話です。来て、置き手紙を置いていきましたと。詐欺とかそういうのがすごく多い中で、手紙とかそういうのもやらないで、結局これ、いいことばかり言っていますけれども、実際に言ったら、まだ買収とかそういうのもほとんどできていないですよ。目鼻がついていない中でこういうものができて搬入を始めてしまって、地権者にも挨拶しない、周りの住民にも挨拶しない。ここにいらっしゃいますけれども、地権者説明会に来て説明しましたと。でも、実際に言ったら、一方的な説明で、時間が来たので終わらせていただきますという今までの経緯があるわけじゃないですか。それだけで、こういうものはちゃんとつくって、例えば30年後、国家賠償何とかがってこの中に書いてありますよね。国家賠償法の中でちゃんとやりますと。あなたたちは法律を変えられる場所なんですよ。国というのは法律をつくる場所じゃないですか。それで、こういう明記じゃなくて、30年後1日でも過ぎたらどういうふうにするんですかというちゃんと名目もつけてくださいよということは前に来たときにみんな言っていますよね。私は双葉町議会の全協

中でもいろいろな質問をさせてもらったんですけども、環境省さんはやりっ放しで、ちゃんと質問に回答しますって1回もしてくれないじゃないですか。これは、もう進んできた中ではちゃんとした明記がないと、実際信用がないんですよ。そこら辺を自分たちで認識してやっているのかなど。

だから、今の石田（順）先生の質問にだって答えてないじゃないですか。後でじゃないんですよ。今、何のために来ているんですか。みんなこのために集まってきているんですよ。そこら辺が答えられないのでは、この委員会のあり方がおかしくなってくるんじゃないんですか。これはもうはっきり決めたものじゃないですか。地権者の方々は工事の連絡を受けてないし、搬入に対してだって、あなたたちは、ちゃんとしたことを周りの方に説明会をいついつあれしますよとか、危険になりますよとか、そういう挨拶もしていないんですよ。これ、国の環境省がやることなんですか。国というのは国民のために働いてくれる職員がいっぱいいると思うんですけども、私はどう見ても、国民のために働いている方々とは思いませんよ。今のことに関して全部答えてください。すり傷とかそういうのもそうだし、何件決まっているのか、地権者にそういう説明はしたのか、地権者に交渉に行くのはいいけれども、普通に避難場所に何も連絡しないで行くなんていう常識のないようなことを国はしているのか。しているんですよ、これは電話をもらっているんで、1件じゃないんでね。そういうことをしながら、30年後、1日でも過ぎたらどういうふうにするんですか。国家賠償とかそういうのじゃないですよ。法律というのは時代時代で変わっていくんですから、30年後がどういふふうになるかわからないので、ちゃんと明記した形で、それに全部答えてください。

○河津委員長 今のご質問ですけども、菅野委員、よろしいでしょうか。

○菅野委員 僕は委員長に質問したんじゃないんです。

○河津委員長 いや、わかります。進め方として、その次に控えている、例えば輸送工事の状況とか、それを聞いた後に。

○菅野委員 これの前の話なんですよ。それをやるんだったら委員長、あなたと話す必要ないじゃないですか。まとめるなら、ちゃんと話させてください。

○河津委員長 わかりました。では、今の段階で環境省のほうからお答えしてください。

○藤塚所長 委員長、よろしいでしょうか。

住民の方への工事といいますか、保管場への搬入については、この次の資料5で中間貯蔵施設に係る保管場設置・輸送等工事の状況についてお話しさせていただきますけれども、住民の方への周知ということでございますけれども、地権者の方以外にも全住民の方、町民の方

に関係があるということで、町を通じて配付させていただいております。それと、このあたり、立ち入りの際にやったりします全スクリーニング場にこの情報を掲示させていただいております。入る方には入るということと、先ほど申しましたように全町民の方に戸別に配付させていただいて、周知をさせていただいているところでございます。

それから、地権者の方、今回もあくまで安全に関する安全委員会ということで、地権者のお話というのはこういう場でどうかなというのもございますけれども、地権者の方にも丁寧に説明をさせていただいていると。そのあたりで、いろいろ誤解等々を生ずる場面も出てきましたら、1つ1つそういう点については丁寧に説明して、進めさせていただいておるということでございます。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 いつもうそをつく環境省さんの一番よく言うあれで、全然やってないじゃないですか。説明というのはあくまでも、委員長ね、これ、配付することじゃないんです。ちゃんと説明に行くということなんです。多くの人たちは、別に中間貯蔵に反対している人ってあまりいないんです。全部だめにしているのは、あなたたちの信用のなさなんです。せっかくだめをだめにしていて、今この中間貯蔵に関する搬入とこの委員会に関しても、僕たちが幾ら一生懸命伝えようとしても、町の人、地権者の人。今、石田（順）先生が言いましたこれ、ありますよね。これはもうできている、協定を結んでいるものなんです。それを直すようなことも言うじゃないですか。これは協定を結んじゃっているんですよ。結んでいるのに、さっきの答弁は全部うそじゃないですか。そういうふうに明記しますと言いますよね。明記していくようにしますと言ったけれども、これだけうそをついて、こういうあれというのはおかしいと思うんですけども、委員長、聞いていてどうですか。石田（順）先生がさっき言ったことに対しての答弁は全部うそだということですけども、この書類に判こを押していますよ。

○河津委員長 私の意見というよりも、ほかの委員の方、どうでしょうか。何かそれに関してご意見等ございましたら。

○石田（順）委員 私の考えですけども、何でもかんでも1つの文書の中に盛り込むのはやはり難しいので、基本的な条項等については協定書という形でまずは結ぶというのは段階的にはいいと思います、ファーストステップとしてですね。あと、こういった各条項等について具体的にどう適用していくかというのは、かなりいろいろなケース・バイ・ケースもあろうかと思いますが、下部規定でもうちょっと簡単に、今も判をついてしまったものというよ

うなお話がありましたけれども、そうではなくて、もうちょっと国の方、県の方、町の方同士が真剣に話し合っ、て、まずバランスポイントを結んだようなことをちゃんと書き物にする。それについては、いろいろな状況の進展に応じて、また4者が集まって対応するというようなことでやるのがいいんじゃないかなと思うんですね。ですから、協定というのはそうそう変更するというのは大変だと思いますので、下部規定の中でより具体的な運用等について記載したものを準備しておくということを環境省さんにはお願いしたいと思います。

○河津委員長 今について、環境省さんのほうで何か考えがございませうでしょうか。

○小沼課長 ありがとうございます。貴重なご指摘をいただきましたので、先ほど申し上げましたとおり、一定の運用の考え方は内々に県や町とも調整させていただいておりましたけれども、それがきちっと文書のような形にはなっていないというのが事実でございますので、そこはまた県や町とよく協議をさせていただいて、どのような形でまとめて公表できるかも考えていきたいと思ひます。

○河津委員長 ありがとうございます。特にこれに関して県または町から何かご意見ございませうでしょうか。よろしいですか。

それでは、全般的なことはまた後ほどにいたしまして、次の議題のほうに進めさせていただきます。と思います。

3番目の議題としまして、中間貯蔵に係る保管場設置・輸送等工事の状況ということで、現在の状況を含めましてご説明を環境省からお願いいたします。

○小沼課長 ありがとうございます。続けての説明で恐縮でございますけれども、A3の資料の5、ちょっと別な資料であります、こちらを説明させていただきます。

中間貯蔵に係る保管場設置・輸送等工事の状況でございますが、1ページめくっていただきまして2ページ目でございますけれども、まず、中間貯蔵施設の保管場（ストックヤード）工事の概要というものでございます。こちらにつきましては、先ほどの説明で示した配置図に沿って本格工事を今後考えておりますけれども、そういったものが始まるまでの間は、まずは施設の予定地内に除去土壌等を一時的に保管する保管場（ストックヤード）というのを整備させていただいております。

具体的な敷地の規模は、まずは、大熊町、双葉町でそれぞれ約3万平方メートルずつの敷地を貸していただいております。双葉町につきましては双葉工業団地、大熊町につきましては大熊東工業団地の地権者の方にご理解をいただいた上で工事を進めさせていただいております。また、現在、第二弾の工事ということで、このゴールデンウィーク明けに具体的な受注

業者が決まることとなりますけれども、そういったものの準備もさせていただいております。

保管容量につきましては、現在の第一弾の工事で、大熊町、双葉町でそれぞれ約1万立米、第二弾でもそれぞれ約1万立米程度を想定しております。

工期につきましては、第一弾の工事、先ほど申し上げました双葉郡と田村市のところでございますけれども、これにつきましては、今年の6月末ぐらいまでに、これから受注業者を選定します第二弾につきましては、今年度いっぱいをかけてパイロット輸送をするということを想定しております。

これまでどういった工事をやってきたかという主な作業内容が下のところでございますけれども、まずは除染をしております。こちらの工業団地の敷地内、東京電力福島第一原子力発電所にも近いということもあって高線量のところもございましたけれども、まずは除染をしっかり行わせていただいて、作業員の被曝量の低減をしております。さらに、道路補修工というところで、敷地にアクセスする道路の一部補修をさせていただいております。さらに敷地内につきましては、勾配調整なんかの造成作業もやらせていただいた上で、保管場という形で、いわゆる仮置場に準拠したような設備を設置させていただいております。その上で、こちらの保管場のほうに土壌等を運ばせていただいているということです。ちょうど写真にありますとおり、クレーンに積み込んだ除去土壌をこちらの保管場に運ぶという形をとっておりまして、周りにある黒い袋は遮蔽土のうというもので、汚染されていない土でございますけれども、この中に汚染された土を入れても周囲に影響を及ぼさないように遮蔽をするものでございます。これは仮置場と同じような構造でございます。

続けて3ページ目でございますけれども、仮置場等からの除染土壌等の輸送についてということで、現在、大熊町、双葉町、田村市のほうから順次、搬出作業を始めております。大熊町につきましては、左側の3番の輸送の詳細というところでございますけれども、まずは1,000立米程度を運ばせていただいております。1日3から5台ぐらいの10トンダンプのトラックを使いまして、2から4往復しながら運ぶということをやっております、ちょうど先週、大熊町の仮置場からの搬出作業が終わったところでございます。双葉町につきましては現在進行中でございますけれども、新山仮置場というところで、その仮置場自体に800立米程度のものがございますけれども、それを全部運び出す作業を現在進行中でやっております。

1枚めくっていただきまして4ページ目でございますけれども、こちらが田村市のほうで、先週の金曜日から作業を開始させていただきましたが、4カ所の仮置場、こちらのほうでは一時保管所と呼んでおりますけれども、運び出し作業をしております、各200から300袋ぐ

らいつつ運び出しをするということを想定しております。

具体的な運行ルートでございますけれども、5ページ目以降に、ちょっと細かい地図で恐縮でございますけれども、地図がございます。こちらは大熊町を代表例でご説明させていただきますが、大熊町につきましては、左下の赤い点になっているところが南平先行除染仮置場でございます。この仮置場から地図の真ん中の右側にある保管場のほうまで、この青い線に沿って10トンダンプのトラックで輸送をするということをやっております。それぞれ交差点などにおきましては、注意喚起用の看板を設置したり、また、場所によってはガードマンを配備したりすることによって、輸送の安全対策を徹底していくということでございます。

1枚めくっていただきまして、次は双葉町の新山仮置場から双葉町の保管場までの輸送作業でございますけれども、これにつきましては、6号を一時的に通って、牛踏の交差点を右折することで作業していくということになっております。

7ページ目は田村市でございますが、ちょっと細かい地図で恐縮でございます。4点ほどある仮置場、いずれも大きく言えば国道288号線沿いにありますけれども、そういったところから大熊町の保管場のほうまで輸送させていただいていると。まずは第一段階として、真ん中にあります新場々一時保管所というところから運び入れ作業をしています。

田村市で特徴的なのは、4カ所仮置場があるということもございまして、真ん中の新場々一時保管所のちょっと左に行ったところで、緑の線で結んだところで、地見城（モデル事業）一時保管所というのがございまして、こちらの地見城一時保管所というところはアクセス道が非常に狭いところございまして、普通に行くと10トンのダンプトラックでアクセスできないところなものですから、ここは2トンのトラックを使って少量ずつ、新場々の一時保管所に少しずつ運び込むと。ここで荷おろしをして、ここからは10トンのダンプトラックに積みかえて運び入れるというような作業をさせていただいているところがございます。

1枚めくっていただいて8ページ目でございますけれども、これは田村市からの運び入れ作業の続きの拡大図で、国道288号線の後は大熊町の町道のほうに入らせていただいて、先ほどの大熊町の仮置場からのルートと同様のルートを通して運び入れるというものでございます。

9ページ目は現在の輸送の実績ということで、本日も作業を行っておりますので、また数字は変わっていくこととなりますけれども、大熊町につきましては、先週の4月7日時点で運び入れ作業が終わりまして、1,002袋、大熊町の仮置場から搬出して保管しております。双葉町につきましては、4月10日時点で680袋の除去土壌を搬出させていただいております。現

在も輸送中ということで、順調にいけば今週中に双葉町の仮置場からの搬出作業が終わるのではないかと考えております。田村市につきましては、当初4月8日から作業を始めることを考えておりましたが、天候の影響で2日ほど延期をさせていただきました、4月10日から始めたということで、初日は24袋の除去土壌を搬出させていただきました。

おめくりいただいて10ページ目でございます。具体的に仮置場から保管場までどのようなフローに沿って作業をしているかということでございますけれども、まずは準備工ということで、搬出元の仮置場のシートを剥がさせていただいて、そこから土のう、フレキシブルコンテナに入った土を取り出していくと。その中で、もしそういった土、袋の周りなどに水分があるようでしたら、しっかり水切りをした上でトラックに乗せるということをやっております。また、今回のストックヤードにおきましては、きちっと遮水性能を持ったフレキシブルコンテナに入れた上で遮水対策をとっております、二重内袋つきの遮水性のフレコンにこの場で改めて袋を詰め込んで作業をしております。詰め込んだ上でトラックに入れて運ぶということをやっています。積み込み作業につきましては、10トンのダンプトラックに、代表的なものとしては6個ぐらい、フレキシブルコンテナを安定性を保ちながら積み込んで、そこにシートがけをして、飛散防止対策をとった上で運ぶということをやっています。また、仮置場から搬出する前に、10トンダンプトラックの4方向の放射線量をしっかりはかった上で、基準を満たしていることを確認してから運び出しをしていると。輸送時におきましてはGPSで車両の運行管理をするし、最後、荷おろしをした後に、スクリーニングという形で線量をはかることでトラックが汚染されていないことを確認してから、現場の保管場を出るということの確認をしております。

もう少し具体的に言いますと、11ページ目になりますけれども、どんな絵姿で運んでいるかといいますと、11ページ目の左上にトラックの写真がございますが、ここにステッカーを張って、除去土壌を運んでいるということをきちんとわかるように明示をして運んでおります。また、ここに詰め込んでいる袋につきましては、新しいタグをつけて、重量だとか放射線量だとかの情報をきちっと一元的に管理できるような新しいタグをつけてやっております。また、特徴的なのは、右上の輸送カードというサンプルが帳票類のところに載っておりますけれども、こちらにつきましては、搬出前に詰め込んだ袋の情報をきちっと一覧として打ち出した輸送カードというものを運転手に持たせております。この輸送カードと同じ情報を、搬出する前に仮置場から受け入れ先の保管場のほうにデータを送信して、保管場のほうで受け入れカードというのを印刷することになっています。それで、運転手に持たせた輸送カード

の内容と実際の受け入れ先での保管場で持っている受け入れカードの内容が同じ内容になっていることをきちんと照合して確認をすることによって、運行管理をしていくということでございます。さらに、右下の地図にありますとおり、こういったトラックが一体どこを走っているかということもきちんと把握できるようにGPSをつけた上で、地図上のモニターで管理をします。常に環境省とJESCOの担当の輸送統括管理者がこういったモニターを見ながら、変なところにトラックが走り込んでいないということを確認しております。

12ページになりますけれども、チラシのようなものがございしますが、除去土壌等のパイロット輸送に当たっての安全対策ということで、安全対策を1枚の紙にまとめさせていただきまして、町の広報誌にも入れさせていただきながら、住民の方々にこういった輸送作業をやっているということを周知させていただいております。具体的なところは、私が先ほど話したことに重なるところがございしますが、1つ目として、タグづけをした上での全数管理、GPSを活用して輸送の統括的な管理を行いますというものと、2つ目として、シートがけをしながら飛散防止対策をきちっとやります。3つ目として、運転手や作業員の教育訓練なども徹底をして、さらには、事故があったときは緊急時にきちんと対応できるようなマニュアルを整備して、連絡体制に不備がないようにするというのもやっています。輸送ルートにつきましても、道路交通対策をとっています。保管場においては、スクリーニングという作業で入ってきたトラックが汚染されていないことを確認してから、周辺の道路に出すようにしております。さらに、防犯対策としてパトロールなども徹底するという内容について説明させていただいております。

この後、13ページ目以降はモニタリングの話になります。細かい話も多いんですが、一覧表としまして、主なモニタリングの種類としましては、1つ目は保管場（ストックヤード）でのモニタリング。2つ目はもう少し広い地域ということで、中間貯蔵施設の予定及びその周辺でのモニタリング。3つ目は、輸送ルート、道路関係のモニタリング。4つ目は、環境影響がこういった事業を通してないことをきちっと確認するための環境調査というものでございます。

1ページめくっていただいて、14ページ目に入りますけれども、最初、双葉工業団地と大熊東工業団地の保管場があるところの地図が載っておりまして、四角で囲ったところに連続測定のモニタリングポストを設けております。

ここで連続測定をした結果が15ページ目でございます。これは2月3日から4月6日までのグラフでございますけれども、それぞれの日時に空間線量がどんな形で推移しているのかを

表しております。特徴的なのは、赤色の大熊町のBというところが一番わかりやすいと思うんですけども、最初に除染などの取り組みをやっておりますので、線量が一時的にぐっと下がっております。その後は、大熊町につきましては3月13日から、双葉町につきましては3月25日から除去土壌等の輸送作業を開始させていただいておりますけれども、放射線量率につきましては、ほぼ一定の値を保っているという様子が確認できると思います。

1ページめくっていただきまして、16ページ、17ページでございますけれども、このようにモニタリングポストを設けて連続測定もやっておりますが、こういったものを補完するデータとして、双葉、大熊それぞれの保管場の周りの5点をとりまして、週1回の空間線量率をサーベイメーターによってはかっております。

そのデータが17ページでございますけれども、そのデータを見ても、搬入の開始前と搬入の開始後で、もちろん空間線量率のばらつき、地点による値の違いはございますけれども、大きくは出ていないのかなということが確認されます。一部、17ページの右下の双葉町の1-5というところが、搬入開始の後に2.97から3.72という形で一時的に空間線量率が上昇しているような様子が見えますけれども、その近傍にありますモニタリングポストにつきましては空間線量率がほぼ一定になっていることなどを考慮すると、これにつきましては、森林のすぐ近くで測定をしてきたということもあって、気象の影響を受けやすいポイントであったのではないかと考察しているところでございます。引き続き、空間線量の連続測定のモニタリングポスト、こういったサーベイメーターでの測定をきちんと確認しながら、放射線量の上昇などがないかどうかを確認していきたいと思っております。

続きまして、18ページ、19ページ目でございますけれども、こちらは地下水の測定ということでございまして、先ほど申し上げましたように、それぞれ双葉と大熊の保管場の主に下流部のほうに地下水観測用の井戸を設けて、放射性セシウムの濃度ははかっております。それぞれ、現在のところN.D.、検出されないという結果が出ております。検出下限値につきましては、0.2から2ベクレル・パー・リットル程度の濃度でございます。

次に、20ページ、21ページ目でございますけれども、次々、いろいろな形のデータで恐縮でございますが、こちらにつきましては、保管場のレベルよりもう少し広いレベルでのモニタリングということで、中間貯蔵施設の予定地の敷地周辺においてのモニタリングをしております。具体的には、6号沿いに双葉町、大熊町それぞれ1点ずつモニタリングのポストを設けさせていただきまして測定をしております。そのデータが21ページ目ということで、これにつきましては大きな変動がないデータとなっております、中間貯蔵施設への輸送の影響

というのは出ていないのではないかと評価されると思っております。

1 ページめくっていただきまして、22ページ、23ページでございますが、こちらにつきましては、今説明をさせていただいた空間線量率をはかっているところと同じ地点で、いわゆるローボリュームサンプラーという装置を用いて空気を吸い込んでおりまして、吸い込んだ空气中に含まれている粉じんの放射能濃度をはかっております。これにつきましても、N. D.、検出されないというデータが出ております。検出下限値は10のマイナス9乗オーダーぐらいのところまではかかっておりますけれども、検出されないという結果が出ております。

ページをめくっていただいて24ページと25ページでございます。こちらは、輸送車両の影響により放射線量が上昇することがあるのかないのかということの評価するために行っております。具体的には、輸送車両が必ず通るところとして、大熊町の保管場と双葉町の保管場の入り口のところに放射線量を測定する装置を置いておりまして、輸送車両による沿道の住民に追加被曝線量の影響があるのかないのかを評価するように努めております。輸送車両の安全性そのものにつきましては、仮置場を出る前、搬出の前にトラックの4方向の線量をはかることによってきちんと確認しているんですけれども、保管場の入り口で車両方向の線量をはかることによって、沿道住民に追加被曝線量がどれだけあるのかということの評価したいと思っております。具体的な結果としては、このグラフにありますとおり、輸送車両が通過をしたときも特異的にピークがあらわれるようなことはなく、輸送車両が通ることで線量が特段上がらないというような傾向が出ております。引き続き、こういったデータを取得しながら、輸送車両が通ることで沿道住民に影響があるのか、それともないのかということ、パイロット輸送を通してきちんと確認をしていきたいと考えております。

次、26ページでございますけれども、こちらにつきましては道路のモニタリングでございますけれども、昨年秋ごろに、中間貯蔵施設の予定地、またその周辺の道路を車で走らせながら放射線量をはかっております。具体的には、車両にサーベイメーターを取りつけて中間貯蔵施設のこの辺の道路を走らせていただいて、それぞれの道路上の線量率をマッピングさせていただきました。輸送の影響を受けて、こういった道路上の放射線量率が上昇するのか、それとも変化がないのかをきちんと確認していくために、また、この春以降も同様の方法でモニタリングをしていきたいと考えているところでございます。

モニタリングの最後のところでございますが、27ページ、「環境調査」というところでございます。こちらは、大熊町の地図でございますけれども、赤い点のところは、気象や大気質、青丸のところは川の水質、黄色の四角のところは騒音・振動を、主に6号沿いでございます

けれども、そういったものをはかっております。その結果は、1ページめくった28ページ目でございます。

こういった調査を通して、事業による環境影響について評価を進めていったんですが、これは2月から3月にかけての輸送前のデータでございます。その前の現況データとしましては、大気質につきましては、環境基準を超えるようなデータはございませんでした。

水質につきましても、健康項目につきましては環境基準に全て適合していて、いわゆる水質汚濁の指標につきましても、大きい汚染というのは確認できておりません。ただし、水質の真ん中より下のところにありますけれども、河川水中の放射性セシウム濃度につきましては、一部検出されております。ただ、これにつきましては、この周辺の河川での公共用水域の測定結果と同様の傾向という形で出ております。これが現在の現況データというふうに評価されると思います。

あともう一つの騒音につきましては、昼間は71から75デシベル、夜間は68から73デシベルということで、6号沿いの幹線道路沿いではございますけれども、現状として環境基準を超過する結果が出ております。ただし、これは輸送前のデータということで、今後輸送が始まることでこういったデータがどう変わるかというのもきちんと確認をしていきたいと思っております。

29ページは、双葉町の地図でございまして、同様の調査をやって、その結果が30ページ目でございます。これにつきましても、大熊町とほとんど同じような結果で、環境基準につきましては、騒音のデータ以外は超えるものはなかったということでございます。

最後になりますけれども、31ページ、こちらは情報公開の取り組みでございまして、今般、搬入が始まったのを受けて、環境省のほうで「中間貯蔵施設情報サイト」というものを充実させていただいております。現在の工事の状況だとか、先ほどお話しさせていただいた中間貯蔵施設に係る経緯なども含めて、さまざまな情報を掲載させていただいております。

また、環境省と一緒に中間貯蔵施設の取り組みを進めておりますJESCOのほうでは、もう少し具体的に工事の状況、毎週どれだけ輸送がされているのか、さらにはモニタリングのデータとして放射線量率がどのように推移しているのか、そういったものも含めて公開をさせていただきます。

一番最後の32ページでございまして、こういった情報公開の取り組みのほかにも、お問い合わせの対応の窓口などもつくらせていただいております。中間貯蔵施設に係る町民

や国民の相談などがあれば、フリーダイヤルのほうにつながせていただきまして、ここで丁寧に回答させていただくよう努めております。

また、輸送につきましては、輸送車両がどこに入っているかを含めて統括管理しているという事を申し上げましたけれども、そういった情報なども含めて、輸送専用の窓口などで案内できるような体制も整備しているところでございます。

私のほうからは、現状の工事、輸送や情報公開の取り組みなどについてのご説明ということで、以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、今の説明に対してご質問、ご意見等ございましたらお願いします。はい、どうぞ。高萩委員。

○高萩委員 双葉町の高萩と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから、ちょっと細かくて申しわけないんですが、まず、先ほどの資料4に書いてあります事故への対応なんです、「万が一の事故に対応する体制を整え、いざというときには迅速に対応」ということで、具体的にこれは連絡体制、ストックヤードが入ろうとしていると思うんですけども、これは具体的にもうでき上がっているという認識でよろしいのかというのと、こちらにも示していただけるのかどうか、それが1点。

あと、ちょっと細かくて申しわけないんですけども、資料5なんです、まず、先ほど「トラック4方向の放射線を測定して」とおっしゃっていましたが、それは4カ所でいいのかどうかというのがまず1点。さらには、モニタリングポストの2カ所なんです、その根拠も教えていただきたい。あと、空間線量率の5カ所、この根拠も教えてください。あと、N. D. 値がありましたが、検出限界のその数値も教えてください。

以上です。

○河津委員長 それでは、環境省のほう、よろしく申し上げます。

○小沼課長 ご質問ありがとうございます。順番に行きますけれども、1つ目に、資料4の最後のページ、9ページ目にあつたと思うんですが、事故への対応ということで、「万が一の事故に対応する体制を整え、いざというときには迅速に対応」という形を書かせていただいています。具体的に何をやっているかといいますと、事故対応のマニュアルをつくっています。これにつきましては、環境省と福島県、さらには大熊町、双葉町をはじめとする関係の市町村、そして県警だとか、高速道路を使う輸送もありますのでNEXCOなどとも協議をさせていただきながら、事故対応マニュアルをつくっております。こういった内容かにつきましては、また追ってその内容についてご説明する機会をいただければと思っております。

2つ目、トラックにつきましては、4方向ではかっているというところがございますけれども、これは除染のガイドラインがございまして、それに従ってはかっているということになります。具体的には、トラックの前後左右なんですけれども、1メートルそれぞれ離れた地点で放射線量をはかって、一定の基準、具体的には100マイクロシーベルト・パー・アワーという基準があるんですけれども、それを超えていないということをきちんと確認してから車両の運行を始めるということをしております。

そして、空間線量率の測定のポイントの数でございましたけれども、これにつきましては、モニタリングポストをそれぞれ、双葉町であれば2カ所、大熊町であれば今4カ所を設けて、保管場のレベルで空間線量の連続測定というのを行っております。

そのほか、これは補完するものとして、空間線量率を毎週5カ所、測定ポイントで測定しているものがございますけれども、この5カ所を週1回ずつ測定するというのは、これは法律に基づいてやっております、具体的には除染や中間貯蔵施設の取り組みを進めていくための放射性物質汚染対処特措法という法律がございまして、この法律に基づいて、除去土壌を保管している施設は周辺5カ所、週1回必ず測定することというふうになっているものですから、それで測定しているものでございます。

ただ、これだけだとやはりデータとしては十分ではないのかなというふうに考えておまして、別途、連続測定用のモニタリングポストを設けることで、いろんな角度からきちんとデータを管理できる体制をつくっているというのが現状でございます。

○河津委員長 よろしいでしょうか。

○高萩委員 すいません、検出限界の数字。

○小沼課長 大変失礼いたしました。N. D.、検出限界値につきましては、19ページ目を見ていただきますと、こちらは地下水中の放射性物質濃度の測定結果として、検出されないという結果が出ておりますけれども、検出下限値は、それぞれの地点で採取できる量などによってちょっと変わってくるんですけれども、0.2から2ベクレル・パー・リットル程度の計算値でございます。

もう一つ、浮遊粉塵中のN. D.の値が23ページ目にあると思うんですけれども、こちらにつきましては、ローボリュームサンプラーという機械を用いて空気を吸い込んで放射性セシウムの濃度をはかっているんですけれども、これにつきましては、 10^{-9} ベクレル・パー・立方センチメートルのオーダーで検出下限値をとっております。

○河津委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○高萩委員 先ほどの空間線量率の5カ所は、特措法で決まっていると。モニタリングポストの設置義務はないということよろしいですか。

○小沼課長 はい。

○高萩委員 わかりました。

あと、トラックの4方向のデータというのは、先ほどのご説明だと、土のうというか、それについては1つ1つタグもつけて線量を管理していると。輸送したトラックについては、そういうデータはとってあるのかどうかなんですけど、これはもう一度追加でご質問させていただきたいんですが。

○岡野補佐 トラックにつきましても、4方向のデータをとってございます。

○高萩委員 わかりました。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 そのトラックの4方向というのがすごく気になるんですけども、法律でと言いますが、こういうところは過剰にやってももらわないと困る部分だと私は思います。4方向といいますか、災害当時、一時帰宅時は4方向どころじゃないですよ。そのくらいのことをやってももらわないと、復興する町なので、戻ると言いました、戻れると言っている町なのでうなったら困るといふのと、あとこの輸送ルート、先ほども言った中で、それも同じだということでお答えいただけなかったので、お聞きしたいんですけども。

運送ルートを現時点で双葉町、さっき言いました坂も非常に危ないところがある。これは住民から言われています。入れることを決めて、その前の説明では、ちゃんとした道路の整備等をやりますよと言っているけど、実際やってないですよ。そこら辺はどうなっているのかなと。運送は、もう始まったら関係ないというような答えが出てくるのかなと、藤塚さんはそういう答えしか出てこないの、これは約束事とか、やると言ったことをやってないで、運搬全般に対してそのルートがちゃんとしたものができていない。だから、この事故、事故対応の何とかというさっきありましたよね、マニュアル、対応を打つのはわかりますけれども、運行管理の前にやらなくちゃならないことを環境省さんはやってないんじゃないのかなと、そこら辺質問させてください。

以上です。

○河津委員長 環境省のほう、お答えをお願いします。

○岡野補佐 菅野委員からいただきました、4方向では不十分じゃないかというお話いただきました。一時帰宅のときは、ほんとうに4方向どころではなくて、全部やっているというお話

があったんですが、おそらく車両が退場するときのスクリーニングのお話かなと思ったんですが、スクリーニングにつきましては、保管場の中にもスクリーニング場を設けておりますし、6号線に出る手前でもスクリーニングをやっておりまして、それは4方向ということではなく、タイヤの周りを含めて全て外周をスクリーニングきっちりやっております。

4方向につきましては、このガイドラインにありますように、小沼からの説明の繰り返しにはなりますが、トラックの前後ろ、右左で測定をしております。

○永島参事官 それから、道路補修についてでございます。道路補修については、必要な道路補修をやらないままに輸送するという事はやっておりません。例えば、今の資料5の5ページを見ていただきますと、大熊町の搬入ルートが掲載されておりますけれども、この真ん中ら辺に青い点線の部分がございますが、こちら輸送ルートとして考えている部分ではあるんですけれども、今現在、まだ補修ができていないのでこちらは使っていないということでございます。下の実線の道路を使っているということございまして、これらの進め方については、町当局等と相談をさせていただきながら進めているところでございます。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 5ページじゃなくて、私、具体的に双葉町の役場から上がっていく道路と言ったんです。具体的にこれは電話をいただいて、もうそれは見ていらっしゃる方が何人かいます。非常に危険な道路ということと、トラックというのは4方向でなくて、トラックの荷台というのは、これ、ダンプですよ、今、写真で見ると。トラックの荷台というのは、物を積んだ後、そこには雨が降ったりしたらそこから流れないんですか。放射線のことわかりますか。放射線は流れませんか、落ちるんじゃないですか。そこら辺を考えたときに、トラックの4方向じゃない。要は、僕が欲しい答えは、ダンプの上の荷台もちゃんとスクリーニングしているんですかと。それが汚染拡大していくということの、その認識の甘さというのを環境省がちゃんと認めたらいいんじゃないですか。法律、法律って言いますけど、法律が全部正しいわけじゃないので、そこら辺はどういうふうに対応しているのかをお聞きします。

○河津委員長 お願いします。

○小沼課長 トラックの現状のお話でございますけれども、トラックを運ぶ前にきちんと遮水性のシートをかぶせてから運んでおります。さらに、その中に積み込んでいる除去土壌につきましても、遮水性のフレコンに詰め込んだ上で運んでいるものですから、雨と土が接触することがないような状態ではきちんと管理するようにしております。

○藤塚所長 資料の6ページを、これは双葉町の新山仮置場から国道6号に出て、牛踏の交差点

を右に入って、役場の前をまた右折して上っていく、しばらく平面も続きますけど、そこから上って行って工業団地に行く道路、これで今、運搬しているところでございます。当然、まだところどころ路肩が崩れておったり、あるいは舗装が剥がれておったり、これは地震の影響がまだ残っておったところでございますので、そういうところについては道路管理者、この場合は町道でしたら町、あるいは県道でしたら県とご相談して、どこを補修すれば安全に通れるかということで、例えば切削オーバーレイをさせていただいたり、あるいは場所によってはマンホールのある浮き出ているところは、周りをアスファルトで覆って段差を少なくするような工事をして、補修をしながらさせていただいておるところでございます。おそらく今、菅野委員、ちょっと私、発言したことは同じでしたけど、左折しながら上がって行ってまた右折をするような形になっておるところの坂道の途中のお話なのか、あるいは下のほうのお話なのか、いずれにしても私も頻繁に行っておりますけれども、今まで舗装がひび割れたところは切削してオーバーレイをしているというような工事をして、安全にさせていただいておるといふふうに考えております。

○河津委員長 菅野委員。

○菅野委員 結局は、やりながらやっている。だから、搬入が、搬入する前の段階の、前の話なんです。それは、僕だって町民の方から電話をもらって言われてきているので。それでははっきり言いますが、藤塚さんは言っていることがあやふやなので、私自身、あなたのことを信用していません。はっきり言います。私、東京にいたときも、返事をよこすと言って1週間たってもよこさないような人なので、ちゃんとした返事ができる人をお願いします。

はっきり言うと、はっきり言わせてもらおうと、だめなものはだめでしょう。国は、あなたたちは、地権者の話を、そういう人たちの話を聞かないで、ここは危ないとか何とか言っている人たちがいるにもかかわらず、その話も聞かないで、安全じゃないですよ。だから、事故が万が一起きたときの国としての責任をお伺いします。これはほんとうに人がいない、もう住んでいない場所でダンプとか大型、ふだんあまり走らない道路を走るようになります。それで、そういう耐久性能等は構いませんが、先ほど言ったこととか、うちは町ですけどね、県とか言いますが、まだうちは災害復旧に関する、もうやっていいですよというふうに言われてないです。環境省さんでないかもしれないですけど、それだけの予算をいただいていませんから。

災害復旧工事の予算があるでしょう。それで町でやる、それは別として、あなたたちがあれで、環境省が進める事業で何でちゃんとした道路がつかれないんですか。ちゃんとしたもの

ができないって、先ほども言いましたよね、「震災の影響がある」と。震災の影響があるんだったら、もちろんそういう安全性を考えたときに、最初に道路工事をやらなくちゃならないじゃないですか。そういう順番がちょっと間違ってますか。

これは関谷さん、先ほどからずっとあれしてはいますが、そういうのは国としてちゃんとやる気があるのかなのか聞きます。ちゃんとした正義のもとにやるのが公共事業だと思いますけど、そこまで行かれてないんじゃないですか。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○関谷所長 今回は中間貯蔵施設に関しての事業をさせていただくということで、それに当たって必要な対策をとらせていただいているという中で、今ご指摘の道路対策につきましても、それぞれ道路管理を行っている方々と協議をしながら、環境省としての予算あるいは工事の中で行うべきことを行わせていただきたいと思いますし、現に、もう既にこの部分についても対応をさせていただいたということでございます。

いずれにしても、地元の方々にご不安をお与えするということはないように、今後とも万全を期していきたいと思っております。

○河津委員長 そのこのところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ちょっと私のほうから、1つは、モニタリングは誰か先ほどもコメントになったんですけれども、まず場所はそれでいいのかとか、先ほどの流れですと、やっぱり法律に基づいてという言葉で、法律というのはもうご存じのように、最低限の話だと思うんですね。そういう意味からすると、この地域からすると、やはりより効果的で、濃密で、またわかりやすいモニタリングというのが必要かと思ひますので、ぜひその辺は考えていただきたいということが1点。

あと、それからもう1点気になりましたのは、検出下限値が、影響を考えた場合にやや高過ぎるんじゃないかという感じがします。技術的に、この辺はもう少し検討していただいて、特に例えば地下水だとか、セシウムというのは、おそらく1とか2ぐらいの話というのはもう全部下限値未満というのは目に見えている。それが影響度合いを調べるというのは、今度は相当低いところを見ないといけないんじゃないかという感じもします。そういうことも含めて、ぜひモニタリングについてはまた検討していただければと思ひます。

そのほか、いかがでしょうか。

○大島委員 それでは、今日いただいた資料の中で確認を含めてお聞きしたいんですけれども、10ページに作業フローというのがありますね。この中の左側の仮置場というところで、要は

積込場からフレコンを積み込む際、ここでは「新しい土のう袋への詰込み（必要に応じて）」となっております。

一方で、もう一つ同じ資料の中で、チラシがあったかと思いますが、12ページに実際にパイロット輸送をやる際のチラシがありますが、ここの②番の白丸の1つ目のところに、「除染土壌等は2重の内袋付きの大型土のうに入れて輸送します」というふうにあります。戻ったところで必要に応じて新しい土のう袋の中に入れるというふうにあります。この辺の実際の考え方というのを、どういうふうに使ってやっていらっしゃるのかというのが1つです。

それから、田村市からの搬出に当たって、雪の影響で一旦中止になりましたけれども、その輸送を安全に行うために、例えば雪とか、気象条件によって中止するというのもあると思うんですけども、そのときの中止の考え方とか基準というものは、これはもう公表されているのか。それから、実際その判断をされる方は、どなたが判断をすることになるんですか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○河津委員長 環境省、事務局のほう、お願いします。

○西尾企画官 まず、10ページでございますけれども、10ページにつきましては、「必要に応じて」と書いてございますけれども、もともとその土のうが、今言ったような遮蔽のできる土のうを積んである場合には、これは積みかえが必要でないので、そういう観点で「必要に応じて」というふうに書いているということでございます。

○伊藤補佐 具体的に申しますと、双葉町の新山仮置場の土のうにつきましては、もともと二重内袋付きのものでございまして、これについては新しい袋への詰込みを行っていないという状況でございます。

○西尾企画官 それからもう1点、雪の話がございました。これにつきましては、どこでどういった形ときにはやれる、あるいはこういった場合だったら手を打ってやり始めるという部分につきましては、まだ今のところ基準を決めているわけではございませんが、今回、試験的に輸送するというので、万全が大切であるということで、4月8日につきましては、こういう時期であれば万全ということであれば延期をしようということで10日に、雪がなくなった段階で始めたということでございます。

○河津委員長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○大島委員 そうしますと、まず1つ目ですけども、今回、二重のフレコンに入れて運んだというのは、もともと今保管されている状況が、そうでない場合については二重の内袋付きの

ものに入れて運ぶ。既に入っているものについてはそのままということで、常に運ばれるときの状態としては、二重の内袋つきのフレコンに入っている形で運ばれるということによろしいのかというのが1つです。

それからもう一つ、先ほどの、今回は雪の影響があつて安全を確認するためにということでありましたけれども、やはりそこのところというのは、実際、雪とかというのものもあるでしょうけど、作業中に風が吹いてきて中止をしたほうがいいんじゃないかとかという場合もいろいろあると思うんですけれども、やはりそういったところの考え方というのはあらかじめきちんと示しておく必要があるのではないかなど。先ほど回答なかったですけれども、どんな形でそれを判断するのか、作業の中止とかいう判断をされるのか。これを確認したいと。

○河津委員長 では、環境省、お願いします。

○伊藤補佐 最初の二重内袋のご質問につきましてはおっしゃるとおりでございますが、当然ながら、まだ実績はありませんけれども、例えば、破れているものが仮にあつたり、そういう場合については、最初から二重内袋であっても新しいものに詰込みをするということもございます。いずれにしましても、二重内袋つきのものに入れて、しっかり輸送するという形をとっています。

○西尾企画官 2点目でございますけれども、どういったタイミングで中止するかということにつきましては、先ほど、一番初めの話にありますマニュアル、これの中で、雪については一応25センチを超えていた場合は中止しますということで、これは県にも、それから市町村にもお話をしてやっておりますところでございますが、今回はこれよりも低いレベルではございました。現場判断として、もちろんいろんな現場がございますので、そういった中から、現場判断では難しかろうということで、これは本省のほうにも情報を上げまして、できるだけ安全を期そうということで、今回は取りやめたということでございます。延期をしたということでございます。

○河津委員長 大島委員、よろしいでしょうか。あと、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

半澤委員、お願いします。

○半澤委員 双葉の半澤です。資料5なんですけど、資料3の中で、会議資料については後ほど公開ということがある中で、特にちょっと気になっているのが、パイロット輸送におけるモニタリングの資料とかが、1から3までは評価があるんですけど、参考とほいうものの4に関する評価がないので、数字だけ出てしまつて、いたずらに町民の皆様から、これはどうなんだと、データを見せることに関して、そこの評価もあつて、報告すべきだと考えるのが1点で

す。

また、同じ資料の25ページなのですが、輸送路の放射線量率の測定の中で、コリメータ付きというような、横文字というか、片仮名語があるのですが、ちょっと前々から、環境省には伝えているのですが、一般の方というか、町民でもわかるような言葉で、公表する際には配慮いただきたいということ、その2点お願いしたいと思います。

○河津委員長 それでは、環境省、よろしくお願いします。

○小沼課長 ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思いますので、まず、コリメータ付きというところも、ちょっと表現がわからないと思いますので、そこは少し補足できるような情報を追加させていただくということと、環境調査につきましても、評価結果などがないということでございますので、これにつきましてもコメントを付させていただいて公表をしたいと思っております。会議の後に、若干資料を修正させていただいた上で環境省のホームページにアップするということをお願いしたいと思います。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。石田（順）委員。

○石田（順）委員 9ページのところに、パイロット輸送の実績ということで、大熊町については当初の目的1,000立方メートルが終了したということなのですが、これは終わったばかりで、まだ総括されているかどうかかわからないんですけども、1,000立米を運んで、結果、輸送に当たるための新たな知見というか、あるいは、どういった留意事項がこのパイロット輸送からわかったか、もしその辺が総括されているのであればご紹介いただきたいということと、それから、今後安全に輸送をやっていくというためには、いろいろトラブル、事故、そういったものをやはり事前にシミュレーションしておくということが大事だと思うんですけども、その辺の考え方、そういったことをご紹介いただければありがたいと思います。

○河津委員長 それでは、環境省、お願いします。

○西尾企画官 さっきもお話がありましたけれども、始まったばかり、終わったばかりということでございますので、今もって、きちんとまとめたものはないということでございますので、委員からご指摘ございましたとおり、これはパイロット輸送、要は試験搬送でございますので、今回の反省を生かしていくべく、きちんと整理をしていきたいと思っております。

○河津委員長 評価については、今のパイロット事業をやって、それをまとめた形でもう一度、例えばこういう席で説明されるということよろしいですか。

○西尾企画官 そのとおりでございます。

○河津委員長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 大熊の土屋です。

今までずっと話を聞いておられますと、輸送全般の話で、いろいろと問題が出ておられると思いますが、輸送に関して、私が考えるには、被曝管理の件と、それから、路上の飛散、輸送路上ですね、保管場とかの漏えい、そういうのが問題になるんじゃないかと思います。それで、先ほど出ましたトラックの輸送の1メートル線量をはかっているということでしたけれども、特定廃棄物ということですが、これは放射性輸送物の輸送とは違うと認識してよろしいのでしょうか。もし放射性輸送物であれば法律で線量が決まっていると思います。輸送をするということでやる場合は運転手の被曝管理もしなくちゃいけませんし、作業員の被曝管理もしなくちゃいけないということもありまして、特定であれば、その辺は要らないので、特措法でいろんなところをはかっている、それでよいということになっていると思います。その辺のところをまず1つお願いしたいと思います。

あと、2つ目は輸送路上の飛散防止担当はモニタリングポスト、それから、いろんなところではかかっている、前後ではかかっているということですので、ある程度把握はできると思いますけれども、先ほど双葉の住民の方から、心配だと言われたのは、トラックと事故ということではなくて、線量が近づいたときにどのくらい被曝するかという部分も内面にあるんじゃないかと私は感じております。

ですから、その辺のところを、線量がこのくらいだから、これは大丈夫ですよというところを示さないと、いつまでも不安だ不安だということになっていくと思いますので、その辺のところ、先ほどのコメントの関連も踏まえてお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○小沼課長 まず最初の質問でございますけれども、今回運んでいる除去土壌等につきましては、これはいわゆる放射性物質とは全く異なるものでございます。このため、放射性物質に適用されるような原子炉等規制法だとか、R I 法は適用されるものではありません。実際の放射能濃度につきましても、そういった放射性物質などに比べるとはるかに低い値の濃度でございます。

2つ目の飛散防止対策、さらにはモニタリングポストできちんとはかりながら、そういった沿道の住民に対する、近づいたときに影響があるのかないのかということをごきちんとうまくわかるようにしてくれということ、全くそのとおりだと思っております。

説明が少しわかりにくかったところもございましたけれども、この資料5でいいますと、ページ数でいうと、24とか25ページあたりに、今言ったことをきちんとご説明できるような調査をしております。

もう一度ポイントだけ申し上げますと、これにつきましては、モニタリングポストを設けて、輸送車両の方向で線量を測定するようにしております、トラックが通ったときに特異的に線量が上がるかどうかということの評価するためにやっているのをございます。まだパイロット輸送ということが始まったばかりでありますけれども、こういった取り組みを通して、トラックが近づいたときに、特別線量が上がるものではないということをお示しできるようなデータをきちんと蓄積して行って、わかりやすく住民の皆様にご説明できるように準備してまいりたいと思っております。

○河津委員長 よろしいでしょうか。

○土屋委員 はい。

○河津委員長 門馬委員、お願いいたします。

○門馬委員 大熊町の門馬と申します。トラックで、輸送時、放射線の変化を心配している人が多いということが指摘されました。今、小沼さんが言われたことは、この場ではわかりますけれども、地権者、または一時帰宅する人、この人たちは、資料5の一番最後を見ますと情報公開ということで、ある程度示されているということはわかりますが、パソコンとか、使えない方はそういうふうな情報が全くと行ってわからないということが言えると思います。そのために、きちっとした放射線の変化、測定した結果を、情報を住民のほうに知らせることが、まず1点、大事なことかなと思います。

そのためには何が必要かという、きちっとしたデータを管理して、それを町役場で毎月、1日と15日、広報誌等を発行しています。その広報誌の中にきちっとしたデータを入れて、地域住民のために報告し、そして、情報公開をするということが1つ大切なことではないかなと思いますので、1点よろしく願います。

○河津委員長 環境省のほう、お願いいたします。

○小沼課長 貴重なご意見ありがとうございます。やはり町民の立場での意見ということで、そういう声をいただくのはほんとにありがたいことだと思っております。まさに情報公開の取り組みにつきましても、委員会の方でご意見をいただいて、それを今後の中間貯蔵施設の運営に反映させていくということがこの委員会の目的でもございますので、今いただいたご意見を受けとめまして、これは町や県ともちょっと相談しなければいけないところもあると

思いますけれども、どんな形で町民に対して効果的に情報提供していくのがいいのかというところを相談させていただきながら進めてさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○河津委員長 地権者、それから、町民、近くの人にわかるように説明をぜひ考えていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員 双葉の齊藤です。大体、議題は皆さんからご説明受けましたが、何かこの話ばかり、去年の説明会以降、国、県、町ばかりの話が進んできて、皆さんご存じのように説明会を受けた時点で、質問なり、悪く言えば罵声を浴びたこともあろうかと思っておりますけれども、町からは、最後に町から、丁寧な説明を求める。全然そういった再説明もないまま今日の委員会が持たれ、そして、私自身も地権者ですけれども、地権者の了解がないうちに、こういったことで委員会が進められるんですか。こういったことで、私は疑問を持つんですよね。国のやり方が。確かに町長までが同意した、書面上は私、見せていただきました。地権者の確認をとっていない中で、試験搬入を進める、これが日本の国のやり方なんですか。何か国民を、私らは侮辱されているとしか思えません。これでよろしいんですか。

確かにどこかには貯蔵施設は必要かと思えます。確かに。それを、人間の気持ちを逆なでにして、こういったやり方をしていたら、これが国のやり方なんですか。これは環境省さんばかりじゃないですよ。今、交通事故から何からいっばい心配な意見が出されました。例えば、皆さん方、ある省庁の方、事故は絶対起こさないようにしてやるんですからと。それは国土交通省です。そして、また別の話をすれば、これは復興庁です。

私たちから見れば、皆さん方、国家公務員ですよ、官僚さん方は。やっぱり質問があった時点で、なぜ各省庁に、関係機関に周知しておく、そういったことがなされないままこういった会議が進められる。私は何で今日の会に行かなくてはいけないのかって。そこに私自身も選ばれて、こうやって座っているわけです。ほんとに迷惑な話ですよ。ちゃんと、今まで、去年の9月、秋に説明会やったときに、いっばいあったはずですよ。30年というんだったら30年後の環境復興計画、どうなっているんですか。全然出されてないですよ。そのままただ進んできて試験搬入、そこにこの委員会と。何なんですか、これ。私はそういったところに疑問を持ちます、皆様方のやり方に。

同じ人間だったらもう少しやり方あるんじゃないですか。こんな反論意見ばかりで申しわけないけれども、お互いが相手の身になって考えていく、そういった考え方ができないと、

これ、なかなか進展しないですよ。その中で今回は地権者から判こを1人押したって聞きましたけど。何か、一方的な説明会といいますか、そういったことに私は疑問を感じます。大體話が終わったようですから、そんなことで話をさせていただきました。

○河津委員長 ご意見ありがとうございます。何か環境省、それに対する見解がございましたら。

○関谷所長 ただいま齊藤委員から全般に対してご意見を頂戴しました。今回の中間貯蔵、この輸送に関しても、非常に地元にご負担をおかけしながら、何とか始めさせていただいた部分が非常に多くございます。今日の環境安全委員会でのご議論の中でも非常に貴重なご意見を多々いただきました。こういった場でのご意見を、私どもとしてはきちんと踏まえて、しっかりと受けとめて、今後の取り組みに活かしていきたいと思っておりますし、また、地元、特に地権者の皆様方には大変なご負担、そして、ご不安をお与えしているということを改めて肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。丁寧な説明ということについては、し過ぎてもし過ぎることはないと思っておりますけれども、これからも何とかこの取り組み、この取り組みはどうしても福島全体の復興を進める上で何としてもやっつけていかなければならないことだと思っております。

そのためには、もちろん私ども環境省が先頭に立ちますが、福島県、あるいは地元の皆様方、さらには関係機関、今、ご指摘ありましたけれども、日ごろからこの件については、さまざまな関係省庁、あるいは警察、さまざまな関係機関と調整をさせていただいておりますけれども、今後もそういった方々との連携、事前の調整、それから、やりながらの調整、さまざまなことをしっかり進めていって、地元の皆様のご不安を少しでも和らげていく、そういった形で進めるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○河津委員長 どうもありがとうございます。それでは、予定の時間が多少上回っております。最後にもう一言という方、もしおいでになりましたら。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間が若干過ぎましたけれども、今日の意見につきましては、各委員からいろんな意見が出されました。環境省としては、この委員会の目的であります、いわゆる提言なり、助言なりということで受けとめていただきまして、今後も中間貯蔵施設の建設運営に当たって、また特に、最近では輸送の問題、これはほんとに、輸送というのはいろいろな問題があると思っております。十分にこの辺をお酌み取りいただきまして、安全確保に向けて対策を十分にとっていただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

また、次回につきましては、先ほどの話の中でも、一応、このパイロット事業が終わった

段階で、また改めてやるという話がありましたけれども、私としては、事務局と相談しながら、また皆さんのほうにご案内を差し上げようと思いますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

本日はこれもちまして、環境安全委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上